新宿区補聴器の支給等事業のご案内

６５歳以上で聴力が低下した方に、補聴器の支給等を行います。

■対象者

６５歳以上で聴力が低下した方で障害者の制度で補聴器を支給されていない方

※　申請前に、耳鼻科での聴力検査が必要となります。
　　区指定の書類を持参の上、耳鼻科を受診してください。

※　前回支給日から５年間は再支給を受けることができません。

■助成内容

申請時に①補聴器の支給（耳かけ式片耳分または両耳分もしくは箱型）または
②補聴器購入費の助成の　**どちらかを選んでください。**

①　補聴器の支給を選んだ方

1.区から決定通知書が届いたら、委託事業者に受取日について電話予約をしてください。
2.**委託事業者**にて「**箱型**（本体と片耳イヤホンをコードでつないで聞くタイプ）」**または**「**耳かけ式**（本体が耳の裏側にくるように、耳にかけるタイプ）」**の片耳または両耳**を支給します。

※費用については下記をご確認ください。

②補聴器購入費の助成を選んだ方

1.区から決定通知書が届いたら、
2.**認定補聴器技能者が在籍する店舗**で、**管理医療機器として認証された補聴器を購入**してください。
3.区に**補聴器を購入した旨が分かる領収書等を提出**してください。

※助成の対象となる機器の詳細については裏面をご確認ください。

■費用

①　**補聴器の支給**

補聴器受取り時に**箱型または耳かけ式の片耳は２，０００円、両耳は４，０００円を、**委託事業者にお支払いください。

※　ご本人が住民税非課税、生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けているときは、自己負担は生じません。

②　**補聴器購入費の助成**

領収書を添えて申請することにより、**７２，４５０円を上限**に助成金を振込みます。（５万円の補聴器⇒５万円。８万円の補聴器⇒７２，４５０円。）

※　**①②とも、耳鼻科の受診費用と受診結果報告書等の発行費用は受診者の負担です。**

■必要な手続き

以下の窓口で、申請書にご記入いただくなど、必要な手続きをしてください。

- 新宿区　福祉部　高齢者支援課　高齢者相談第一係・第二係
- お近くの高齢者総合相談センター

【問合せ先】
新宿区　福祉部　高齢者支援課　高齢者支援係
電　話：５２７３－４３０５（直通）
FAX：５２７２－０３５２

②　補　聴　器　購　入　費　の　助　成　に　つ　い　て

対　　象

① 区からの決定通知書を受領したのちに購入されたもの

② 助成の対象とするのは認定補聴器技能者が在籍する店舗で購入（インターネット購入は不可）された、管理医療機器として認証された補聴器（付属品含む）
※集音器やメンテナンス費用などについては対象外

上記①・②をいずれも満たす補聴器のみを補助の対象とします。

助　成　限　度　額

・７２，４５０円※
（※経過措置利用者については限度額が異なります。）

医 療 費 控 除 に つ い て

・医療費控除を検討される場合は、区の「受診結果報告書」「聴力検査結果表」とは別に、「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」が必要となりますので、**必ず受診時に医療機関に相談してください。**
（補聴器購入後の受診は対象になりません。）

・医療費控除の申請時には　「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」及び領収書の提出が必要となり、区の助成額を除いて申請していただきます。詳細については、国税庁のホームページか、管轄の税務署や専門機関に問い合わせください。（新宿税務署：03-6757-7776、四谷税務署：03-3359-4451）

③　　経　　過　　措　　置　　に　　つ　　い　　て

令和３年４月１日から令和８年３月31日の間に新宿区の補聴器支給等事業を利用した方については以下のとおり経過措置があります。

補聴器の支給を利用した方	補聴器購入費の助成を利用した方
前回支給を受けた耳と反対側の耳の補聴器を支給します。 ※同じ側への補聴器の再支給については、前回支給日から起算して５年後でないとできません。 【自己負担】 ２，０００円 （住民税非課税または生活保護等受給中の方は自己負担なし。）	片耳分両耳分問わず、再度補聴器を購入した場合、72,450円から前回助成を受けた額を差し引いた額を上限に、補聴器購入費の実費を助成します。 （例：令和７年に、区から33,000円の助成を受けた場合） 72,450円－33,000円＝39,450円　を上限に、再度購入した補聴器費用の実費を助成。